

## 臨時講習のご案内

# 自由研削と石の取替え等の業務特別教育のご案内

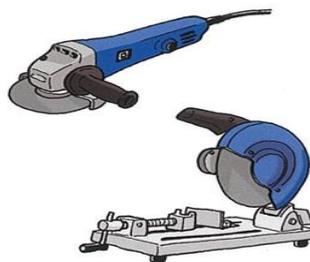
労働安全規則第36条第1号の業務 ⇒ 安全衛生特別教育規程第2条に基づく教育  
事業者は、安衛則第36条第1号に掲げる業務のうち、自由研削といし取替え又は取替え時の試運転の業務に労働者を就かせるときは、安全又は衛生のための特別な教育をしなければならないことが義務付けられています。  
尚、機械研削用研削盤、機械研削といし取替え等の業務は、別途、機械研削用の特別教育が必要です。

開催日 令和7年8月7日（木）

受付 8時受付、8時30分開講

会場 新潟教習センター

注）受講者が少数の場合、中止することもございますのでご了承ください。



- 受講料／12,000円（テキスト代、税込）
- 定員／20名
- 受講対象／満18歳以上
- 電話でお申込み下さい。定員になり次第締め切らせて頂きます。

新潟労働局長登録教習機関

新潟教習センター

**COT** キャタピラー教習所  
CATERPILLAR OPERATOR TRAINING LTD.

〒950-1195

新潟県新潟市西区山田2307-108

【お問い合わせ先】

T E L : 025-232-7611

F A X : 025-232-7612

